特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

株式会社スーパー・コート

介護付有料老人ホーム

スーパー・コート川西加茂

最終ページにご署名・ご捺印をお願いします

株式会社スーパー・コート

創業の精神

1. 相互信頼のチャレンジ精神

お客様や地域の人たち、取引先、社員から信頼される、挑戦し続けるエクセレント経営の会社を創りたい。

2. 先見性と独創の精神

時代の流れを先取りした「未来が明るい介護サービス」を創り、地域に拡げたい。

3. こだわりの精神

安全・清潔・イキイキとした「ご入居者の生きがいにこだわった」介護施設を創りたい。

4. おもてなしの精神

日常の感動を感じる、本物のサービスを提供したい。

5. 人間尊重と家族愛の精神

人間力と感性をベースに自律型感動人間を育てて、社員とその家族を幸せにしたい。

スーパー・コートの使命

地域の方に「スーパー・コートがあるから老後が安心」だとおもっていただくこと。

経営理念

●私たちは、常に安全・清潔・イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話を致します。

●現地現場主義に徹して、お客様に満足していただく為、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えていきます。
独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。

自律型感動人間

私達はフェイスを深く理解し、日々実践すると共に、お客様と働く仲間に感謝と感動の気持ちを持って接します。自らの可能性を信じ、自責で考えることによって、人間的成長を求め続けます。

基本方針

私たちはスーパー・コートのスタッフとしての誇りを持ち、また尊い命をお預かりしているという危機感・責任感を持って行動します。

1. お客様中心の方針

お客様中心主義は、私たちの変わらぬ基本方針です。
すべての場面でお客様の立場に立ち、お客様の要望に応えていきます。
お客様に満足していただくこと、そこにこそ私たちの輝かしい未来があります。

2. 安全に関する方針

お客様の生命を守ることは、私たちの基本任務です。
私たちは、お客様の身体状況や行動習慣による注意点を把握して、本人の行動に気を配り、事故を起こさないよう予防に細心の注意を払います。

3. 清潔に関する方針

お客様の生活空間を清潔かつ快適に保つことが私たちの基本業務です。
清潔にすることが、お客様や私たちスタッフの健康や心の清潔に繋がります。
快適な施設を目指し、施設内外、周辺の５S 活動を実践し徹底します。
また、お客様の身体の清潔を維持していきます。
※5S とは整理・整頓・清掃・清潔・しつけのことをいい、清潔とは、整理・整頓・清掃を維持することです

4. イキイキに関する方針

スーパー・コートならではの「ホスピタリティ」で、お客様に気持ちの良い生活を送っていただきます。
その中で特に、ご入居者に「夢」を持っていただくことが大切です。
その夢を実現する為に ADL の向上やイキイキとした生活を送っていただけるようお手伝いいたします。

重 要 事 項 説 明 書

		記入年月日	2026年7月1日
記入者名	井上　陽子	所属・職名	スーパー・コート川西加茂　管理者

1．事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
	事業主体の名称	法人の種類	株式会社
		名称	（ふりがな）かぶしきかいしゃすーぱー・こーと 株式会社スーパー・コート
	事業主体の主たる事務所の所在地	〒550-0005	大阪府大阪市西区西本町１丁目７番７号
	事業主体の連絡先	電話番号	06-6543-2291
		ＦＡＸ番号	06-6541-9004
		ホームページアドレス	なし
			あり：http://www.supercourt.jp
事業主体の代表者の職名及び氏名		職名	代表取締役社長
		氏名	周参見　次郎
事業主体の設立年月日		１９９５年５月１９日	

事業の目的

株式会社スーパー・コートが設置するスーパー・コートにおいて実施する「特定施設入居者生活介護」の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の管理者・生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員・計画作成担当者・その他従業者が、要介護状態のご入居者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

事業主体が実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護 介護予防訪問介護	あり	なし	スーパー・コート 東住吉訪問介護事業所	大阪府大阪市東住吉区西今川 ４丁目３０-２１　１０１号室
			スーパー・コート 箕面小野原訪問介護事業所	大阪府箕面市小野原東 ５丁目８-４４　１０２号室
			スーパー・コート 茨木さくら通り訪問介護事業所	大阪府茨木市沢良宜浜 ２丁目７-１７　１Ｂ
			スーパー・コート 茨木彩都訪問介護事業所	大阪府茨木市彩都やまぶき ３丁目１-１２　１０５号室
			スーパー・コート 吹田訪問介護事業所	大阪府吹田市春日 １丁目１-１　７０２号室
			スーパー・コート 門真訪問介護事業所	大阪府門真市末広町 ３４-２９　２０６号室
			スーパー・コート 東大阪みと訪問介護事業所	大阪府東大阪市友井 ２丁目１５-３４　Ｃ１０１号室
			スーパー・コート 松原訪問介護事業所	大阪府松原市松ヶ丘 １丁目１-１　２ＦＣ
			スーパー・コート 八尾訪問介護事業所	大阪府八尾市亀井町 ４丁目２-６
			スーパー・コート 堺白鷺訪問介護事業所	大阪府堺市中区新家町 ６９０番１０
			スーパー・コート 高石訪問介護事業所	大阪府高石市高師浜 ４丁目１-２２
			スーパー・コート 川西加茂訪問介護事業所	兵庫県川西市加茂 ２丁目５-１８
			スーパー・コート 武庫之荘訪問介護事業所	兵庫県尼崎市南武庫之荘 １丁目５-１５　２０２号室
			スーパー・コート 猪名寺訪問介護事業所	兵庫県尼崎市猪名寺 １丁目２１-４３　２０２号室
			スーパー・コート 京・四条大宮訪問介護事業所	京都府京都市中京区壬生坊城町 ２５番地　３１１号室
			スーパー・コート 京・桂訪問介護事業所	京都府京都市西京区桂朝日町 １４８番　１０１号室
			スーパー・コート 京・藤森訪問介護事業所	京都府京都市伏見区深草池ノ内町 ３番地３　１０４号室
			スーパー・コート 宇治大久保訪問介護事業所	京都府宇治市大久保町北ノ山 １０４-１８　１０３号室
			スーパー・コート JR奈良駅前訪問介護事業所	奈良県奈良市大宮町 １丁目３-３２
			スーパー・コート あやめ池訪問介護事業所	奈良市あやめ池南 ２丁目１-４１　２-４号室
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	スーパー・コート三国	大阪府大阪市淀川区新高 ４丁目４-７
			スーパー・コート東淀川	大阪府大阪市東淀川区大道南 １丁目６-２８

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	スーパー・コート大阪城公園	大阪府大阪市城東区鴫野西２丁目１９−２８
			スーパー・コート今里	大阪府大阪市東成区大今里西２丁目8−２２
			スーパー・コート平野	大阪府大阪市平野区長吉長原４丁目１５−２４
			スーパー・コート高槻	大阪府高槻市南庄所町１４−4
			スーパー・コート高槻城内	大阪府高槻市城内町１−２４
			スーパー・コート大東	大阪府大東市扇町１３−１
			スーパー・コート堺	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町４丁３４１−１
			スーパー・コート堺神石	大阪府堺市堺区神石市之町７−２８
			スーパー・コート堺神石２号館	大阪府堺市堺区神石市之町１９−２７
			スーパー・コート川西	兵庫県川西市東久代２丁目１６−１４
			スーパー・コート川西加茂	兵庫県川西市加茂２丁目６番２３号
			スーパー・コート京・六地蔵	京都府伏見区桃山町大島９７−２
			スーパー・コート郡山筒井	奈良県大和郡山市筒井町856-2
			スーパー・コート神戸北	兵庫県神戸市北区谷上南町15-10
訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	あり	なし	スーパー・コート福祉用具事業所	大阪府大阪市西区西本町１丁目７−７
居宅介護支援	あり	なし	スーパー・コートケアプランセンター	大阪府大阪市西区西本町１丁目７−７
			スーパー・コート川西ケアプランセンター	兵庫県川西市東久代２丁目１６−１５
			スーパー・コート京・四条大宮ケアプランセンター	京都府京都市中京区壬生坊城町２５番地　３１１号室
			スーパー・コート宇治大久保ケアプランセンター	京都府宇治市大久保町北ノ山７７−５
			スーパー・コート JR 奈良駅前ケアプランセンター	奈良県奈良市大宮町１丁目５−３６　１０１号室
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護、リハビリ	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護、通所リハビリ	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	スーパー・コート 福祉用具事業所	大阪府大阪市西区西本町 1丁目7-7
介護予防支援	あり	なし		

2．施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先			
施設の名称	（ふりがな）すーぱー・こーとかわにしかも スーパー・コート川西加茂		
施設の所在地	〒666-0025	兵庫県川西市加茂２丁目６－２３	
施設の連絡先	電話番号	072-740-4850	
	ＦＡＸ番号	072-740-4851	
	ホームページアドレス	なし	
		あり：http://www.supercourt.jp	
施設の開設年月日		2012年5月1日	
施設の管理者の職名及び氏名	職名	施設長	
	氏名	井上　陽子	
施設までの主な利用交通手段			
JR福知山線「川西池田」駅徒歩１３分			
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム		
介護保険事業所番号	２８７３１０１９８０		
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日及び指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合には、その年月日）			
事業の開始（予定）年月日	平成２５年３月１日		
指定の年月日			
指定の更新年月日	令和７年３月１日		

3．従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

有料老人ホームの人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1				1	1.0
生活相談員	1				1	1.0
看護職員	1		4		5	3.3
介護職員	18		3		21	19.7
機能訓練指導員	1				1	1.0
計画作成担当者	1				1	1.0
栄養士				外部委託		
調理員				外部委託		
事務員	1				1	1.0
その他従業者	2		6		8	4.4

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数	40時間

※　常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				
介護福祉士	7		1	
実務者研修	2		2	
介護職員初任者研修	9			
介護支援専門員				

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師及び准看護師	1			
柔道整復士				
あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師				

夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数	最少時の人数（宿直の従事者を除いた人数）	1
	平均時の人数	3

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	1				1	1.0
看護職員	1		4		5	3.3
介護職員	18		3		21	19.7
機能訓練指導員	1				1	1.0
計画作成担当者	1				1	1.0
その他従業者	3		6		9	5.4

1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数　40時間

※　常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				
介護福祉士	7		1	
実務者研修	2		2	
介護職員初任者研修	9			
介護支援専門員				

従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師及び准看護師	1			
柔道整復士				
あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師				

管理者の他の職務との兼務の有無	あり	なし
		☒

管理者が有している当該業務に係る資格等	なし	あり	資格等の名称
		☒	介護職員初任者研修

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合	3：1以上

・管理者は、施設の業務全般を統括する。
・生活相談員は、ご入居者の心身の状況や環境等の的確な把握に努め、社会生活に必要な支援を行う。
・看護職員は、ご入居者の健康管理、診療の補助及び投薬、看護、介護を行う。
・介護職員は、ご入居者の人格を十分に配慮し、充実した日常生活を営むことができる様、適切な技術をもって介護サービスの提供を行う。
・機能訓練指導員は、ご入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じ生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。
・計画作成担当者は、ご入居者の心身状況の的確な把握に努め、ご入居者の個性に応じた計画作成を行う。
・事務員は、庶務、経理事務、入退去手続き等の事務を行う。

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数	3	1	2	4		
前年度１年間の退職者数	2	1	4	3		
業務に従事した経験年数						
１年未満の者の人数		2	5	2		
１年以上３年未満の者の人数	1		7			
３年以上５年未満の者の人数		1	2	1		
５年以上 10 年未満の者の人数		1	4			
10 年以上の者の人数					1	

	機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数	0			
前年度１年間の退職者数	1			
業務に従事した経験年数				
１年未満の者の人数				
１年以上３年未満の者の人数			1	
３年以上５年未満の者の人数				
５年以上 10 年未満の者の人数				
10 年以上の者の人数	1			

従業者の健康診断の実施状況	なし	あり

４．サービスの内容

施設の運営に関する方針

私たちは、常に安全で清潔、イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話致します。
現地現場主義に徹して、お客様に満足していただくため、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えていきます。独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。

介護サービスの内容、利用定員等

個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
医療機関連携加算（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
看取り介護加算（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無	**なし**	あり
認知症専門ケア加算（介護報酬の加算）の有無	**なし**	あり
退院・退所時連携加算（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
生活機能向上連携加算（介護報酬の加算）の有無	**なし**	あり
若年性認知症入居者受入加算（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
口腔衛生管理体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
栄養スクリーニング加算（介護報酬の加算）の有無	なし	**あり**
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	なし	**あり**
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	なし	**あり**
介護職員等ベースアップ加算	なし	**あり**
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	**なし**	あり
ADL 維持等加算（Ⅰ）	なし	**あり**
ADL 維持等加算（Ⅱ）	なし	**あり**
科学的介護推進体制加算	なし	**あり**
個別機能訓練加算（Ⅱ）	**なし**	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	

協力医療機関の名称	医療法人晋真会　ベリタス病院 医療法人光輪会 医療法人嘉健会　思温病院

（協力の内容）
① 急患発生時・緊急時を含む医療の受入れ
② 他の医療機関に入院・転院等の紹介
③ その他

協力歯科医療機関	なし	**あり**	その名称 医療法人魁会　小坂歯科

（協力の内容）
① 歯の治療等に関すること
② 口腔ケア、その他

要介護時における居室の住替えに関する事項

要介護時に介護を行う場所

専用居室
共用施設
入居者の身体状況・精神状況を勘案し、入居フロアを決定

入居後に居室を住み替える場合

一時介護室へ移る場合

判断基準・手続について

（その内容）
なし

追加的費用の有無	なし	あり

居室利用権の取扱い

（その内容）
なし

入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり

従前居室との仕様の変更

便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の変更の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり

（その内容）
なし

介護居室へ移る場合

判断基準・手続について

（その内容）
なし

追加的費用の有無	なし	あり

居室利用権の取扱い

（その内容）
なし

入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり

従前居室との仕様の変更

便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の変更の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり

（その内容）
なし

その他	なし	**あり**	
判断基準・手続について			
（その内容） なし			
追加的費用の有無	**なし**	あり	
居室利用権の取扱い			
（その内容） 利用権方式			
入居一時金償却の調整の有無	**なし**	あり	
従前の居室からの面積の増減の有無	**なし**	あり	
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無	**なし**	あり	
浴室の変更の有無	**なし**	あり	
洗面所の変更の有無	**なし**	あり	
台所の変更の有無	**なし**	あり	
その他の変更の有無	**なし**	あり	
（その内容） なし			

施設の入居に関する要件			
自立している者を対象	**なし**	あり	
要支援の者を対象	なし	**あり**	
要介護の者を対象	なし	**あり**	
留意事項	概ね６５歳以上の方 日常生活で介護を必要とされる方（要支援１、２・要介護１～５の方） 利用料のお支払いが可能な方 公的な介護保険、医療保険に加入されている方 円滑に共同生活を営んでいただけると事業主体が判断できる方 下記項目に該当しない方 ・暴言、暴力行為のある方 ・継続した入院加療、医療行為の必要な方 ・暴力団関係者の方（イレズミのある方） ・刺青のある方		

契約の解除の内容	① ご入居者が死亡した時（即時） ② 入居申込関係書類に虚偽の事項を記載する等不正手段により入居した時 ③ 管理費その他の費用の支払いを１ヶ月以上遅滞する時 ④ 建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は減失した時 ⑤ 言動が他のご入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす時、又は重大な影響を及ぼすと事業主体が判断する時 ⑥ ご入居者が契約を解除しようとする時 ⑦ 事業主体と当施設建物所有者との賃貸借契約が終了した時
体験入居の内容	１泊２日（３食付）　４，８５０円　最長１週間
入居定員	５５名
その他	（身元引受兼連帯保証人等の条件、義務等） 身元引受兼連帯保証人を１人定めるものとする ・利用料の支払い等についてご入居者と連帯して責任を負う ・入居契約が解除された時にご入居者並びに入居者の所有する物品を引取る

入居者の状況

入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
６５歳未満						
６５歳以上７５歳未満			2			2
７５歳以上８５歳未満	3	2	2	3	2	12
８５歳以上	16	10	5	4	2	37
	自立	要支援１	要支援２	経過的要介護		合計
６５歳未満						
６５歳以上７５歳未満						
７５歳以上８５歳未満		1				1
８５歳以上		2				2

入居者の平均年齢	89.1歳		
入居者の男女別人数	男性	13名	女性	41名
入居率（一時的に不在となっている者を含む）			98.1%

前年度に退居した者の人数

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関	1		1		2	4
死亡者			1	2	3	6
その他			1			1
	自立	要支援１	要支援２	経過的要介護		合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						

入居者の入居期間

入居期間	６ヶ月未満	６ヶ月以上１年未満	１年以上５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上
入居者数	5	5	34	8	2	

施設、設備等の状況

建物の構造	建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物				なし	**あり**
	建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物				**なし**	あり
居室の状況	区分			室数	人数	１の居室の床面積
	一般居室個室	あり	**なし**			㎡
	一般居室相部屋	あり	**なし**			㎡
						㎡
						㎡
	介護居室個室	**あり**	なし	５５		18,00 ㎡
	介護居室相部屋	あり	**なし**			㎡
						㎡
						㎡
	一時介護室	**あり**	なし			㎡
共用便所の設置数	６	うち男女別の対応が可能な数				０
		うち車いす等の対応が可能な数				５（男女共同）
個室の便所の設置数	５５	個室における便所の設置割合				５５（１００％）
		うち車いす等の対応が可能な数				５５

浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴
			1	1	

その他、浴室の設備に関する事項　なし

食堂の設備状況	１階に設置		
入居者等が調理を行う設備状況		**なし**	あり

その他、共用施設の設備状況

なし	**あり**	（その内容）エレベーター・EV ホール・洗濯室・便所・汚物処理室・浴室・脱衣室・厨房・機能回復訓練室・玄関・ロビー・エントランスホール・食堂・事務室・看護職員室・スタッフルーム・更衣室・健康管理室

バリアフリーの対応状況

（その内容）全居室バリアフリー対応
廊下・共同トイレ・浴室・脱衣室において適切な手摺を設け、段差を無くし車イス・歩行器等で円滑に移動できる幅を確保
全居室・共同トイレ・浴室・脱衣室・食堂には緊急呼び出しボタンを設置

緊急通報装置の設置状況	なし	一部あり	**全居室内にあり**
外線電話回線の設置状況	なし	一部あり	**全居室内にあり**
テレビ回線の設置状況	なし	一部あり	**全居室内にあり**

施設の敷地に関する事項

敷地の面積	８９５．２７㎡			
事業所を運営する法人が所有		**なし**	一部あり	あり
抵当権の設定			なし	**あり**
貸借（借地）				
なし	**あり**	契約期間	始 2012 年 5 月 1 日	終 2042 年 4 月 30 日
契約の自動更新			なし	**あり**

施設の建物に関する事項

建物の延床面積	１７８９．１０㎡			
事業所を運営する法人が所有		**なし**	一部あり	あり
抵当権の設定			なし	**あり**
貸借（借家）				
なし	**あり**	契約期間	始 2012 年 5 月 1 日	終 2042 年 4 月 30 日
契約の自動更新			なし	**あり**

ご入居者からの苦情に対応する窓口等の状況

事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口

窓口の名称	①施設1階　事務室　②株式会社スーパー・コート　③総合相談窓口		
電話番号	①072-740-4850	②06-6543-2291	③0120-78-4850
対応している時間	平日	9:00～18:00	
	土曜	9:00～18:00	
	日曜・祝日	9:00～18:00	
定休日等			

上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等

窓口の名称	①　川西市役所　介護保険課 ②　兵庫県国民健康保険団体連合会	
電話番号	①　072-740-1174 ②　078-332-5617	
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日等	土曜、日曜、祝日、年末年始	

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

損害賠償責任保険の加入状況

なし	**あり**	（その内容）施設内で発生した事故に対しての補償 施設内の設備不良による事故、来館されたお客様等による事故も含み補償 天災、事変その他の不可抗力による損害については賠償責任を負わない

その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること

なし	**あり**	（その内容）施設内で発生した事故に対しての補償 介護中に発生した事故、食中毒等も補償

サービスの提供内容に関する特色等

（その内容）安全で清潔、いきいきとした生活を提供するとともに、スタッフ一同、心を込めてご家族の気持ちで介護させていただきます
別紙による（介護サービス等の一覧表、及び提供するサービスの内容より）

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況

なし	**あり**	実施した年月日	・2026年2月（運営懇談会アンケート） ・「スーパー・コートへの声」で随時	
		当該結果の開示状況	なし	**あり**

第三者による評価の実施状況

なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	**なし**	あり

５．利用料金

利用料の支払い方法	一時金方式	月払い方式	選択方式
敷金	円（家賃の　　ヶ月分）		

一時金方式

一時金及び月単位で支払う利用料

年齢に応じた金額設定	なし	あり	
要介護状態に応じた金額設定	なし	あり	

料金プラン

プラン名称	一時金	月額	（内訳）				
	入居金	計	家賃相当額	介護費用	食費	光熱水費	管理費

※介護保険サービスの自己負担額は含まない。

算定根拠	家賃相当額	
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない
	食費	
	光熱水費	
	管理費	
	一時金	

一時金の償却に関する事項

償却開始日の設定		

初期償却率（%）

想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額	
権利金等（※）の額	

（※）平成 24 年 3 月 31 日までに老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により届出がされた施設に限る。

償却年月数（想定居住期間）	

契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例

契約終了時の返還金はなし

保全措置の実施状況	なし	あり	（保全先）

三月以内の契約終了による返還金について

三月の起算日		

契約終了日までの利用期間に係る利用料及び現状回復のための費用の算定方法

一時金の支払方法

月払い方式

月単位で支払う利用料

年齢に応じた金額設定		なし	あり
要介護状態に応じた金額設定		なし	あり

料金プラン

プラン名称	月額	(内訳)				
	計	家賃相当額	介護費用	食費	高熱水費	管理費
	213,726 円	96,000 円		52,526 円		65,200 円
難病(別表 7)の方	132,000 円	14,274 円		52,526 円		65,200 円

※介護保険サービスの自己負担額は含まない。

算定根拠

家賃相当額	近隣相場による
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 介護サービス等の一覧表、及び実費負担区分表による
食費	1日3食（定食方式）
光熱水費	専用居室内の電気・電話代は別途実費負担
管理費	共用施設等の維持管理費

一時金方式・月払い方式共通

介護保険サービスの自己負担額

内容	※要介護度に応じて介護費用の1割を徴収する。

人員配置が手厚い場合の介護サービス（再掲）	なし	あり

内容	
利用料	円（　月額　・　日額　）
算定根拠	
支払い方法	月単位（日割り計算の有無　　あり　・　なし　）

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

個別的な選択による生活支援サービス	なし	あり

算定根拠	介護サービス等の一覧表、及び実費負担区分表による

料金改定の手続

・事業主体は、施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて管理費・食費・家賃相当額及び個人的サービス等の費用の額を改訂することができる。
・管理費・食費・家賃相当額について、ご入居者は翌月分を前月28日までに支払うものとする。支払方法は、ご入居者の金融機関口座より自動引落しとする。長期不在の場合、及び利用契約締結後直ちに利用しない場合も、管理費・家賃相当額を支払うものとする。

6.その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第２９条第１項に規定する届出	あり	なし

有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項

なし	
あり	(その内容)

別添

介護サービス等の一覧表

	（自　立）		（要支援１～２、要介護１）		（要介護２～５）	
介護を行う場所	—		居室		居室	
			介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス
介護サービス						
○巡回			24時間対応	—	24時間対応	—
・昼間9:00～18:00	—	—	状態に応じて	—	状態に応じて	—
・夜間18:00～9:00	—	—	状態に応じて	—	状態に応じて	—
○食事介助	—	—	必要時	—	必要時	—
○排泄						
・排泄介助	—	—	必要時	—	必要時	—
・おむつ交換	—	—	必要時	—	必要時	—
・おむつ代	—	—	必要時	実費	必要時	実費
○入浴等						
・清拭	—	—	必要時	—	必要時	—
・一般浴介助	—	—	週２回	３回目以降 2,200円/回	週２回	３回目以降 2,200円/回
・特浴介助	—	—	入浴できない場合		入浴できない場合	
○身辺介助						
・体位変換	—	—	—	—	２時間毎、随時	—
・居室からの移動	—	—	必要時	—	随時	—
・衣類の着脱	—	—	必要時	—	必要時、入浴時	—
・身だしなみ介助	—	—	必要時	—	必要時、入浴時	—
○機能訓練	—	—	週１回状態に応じて	—	週１回状態に応じて	—
○通院の介助						
・協力医療機関への通院介助	—	—	必要時		必要時	—
・協力医療機関以外への通院介助	—	—	必要時	4,400円/時間	必要時	4,400円/時間
○緊急時対応						
・ナースコール	—	—	24時間対応	—	24時間対応	—

	（自　立）		（要支援１～２、要介護１）		（要介護２～５）	
介護を行う場所	—		居室		居室	
			介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	別途利用料金を徴収した上で実施するサービス
生活サービス						
○生活サービス						
・居室清掃	—	—	随時	—	随時	—
・リネン交換	—	—	週１回、随時	—	週１回、随時	—
・日常の洗濯	—	—	随時	—	随時	—
○食事						
・居室配膳・下膳	—	—	必要時	—	必要時	—
・入居者の嗜好に応じた特別な食事	—	—	朝食選択	—	朝食選択	—
・おやつ	—	—	１回／日	—	１回／日	—
○理美容サービス	—	—	１回／月	実費	１回／月	実費
○代行	—	—				
・買物（通常の利用）	—	—	１回／週	実費	１回／週	実費
・通常利用以外の買物	—	—	必要時	実費＋200円/回	必要時	実費＋200円/回
・介護保険関連の役所手続	—	—	必要時	—	必要時	—
・介護保険以外の役所手続	—	—	必要時	4,400円/時間	必要時	4,400円/時間
・金銭・貯金管理	—	—	—	—	—	—
健康管理サービス						
・定期健康診断	—	—	年２回の機会提供	—	年２回の機会提供	—
・健康相談	—	—	随時	—	随時	—
・生活指導・栄養指導	—	—	必要時	—	必要時	—
・服薬支援	—	—	必要時	—	必要時	—
・生活リズムの記録（排便、睡眠等）	—	—	随時	—	随時	—
入退院時及び入院中のサービス						
・医療費	—	—	必要時	実費	必要時	実費
・協力医療機関への移送及び入退院時同行	—	—	必要時	—	必要時	—
・協力医療機関以外への移送及び入退院時同行	—	—	必要時	4,400円/時間	必要時	4,400円/時間
・入院中の見舞い訪問	—	—	週１回～毎日	—	週１回～毎日	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—

別表（1）

【食事サービス】

項目	内容	料金
食事時間	朝食 8:00	月額利用料金に含む
	昼食 12:00	
	夕食 18:00	
治療費	慢性病のためには一時的に治療食の必要な方には医師の指示を受けて治療食を提供します。	実費
居室での食事	病気等の理由で食堂で食事ができない場合は、食事を居室までお届けします。下膳サービスもいたします。	無料

【生活相談・助言サービス】

項目	内容	料金
生活相談・助言	日常生活におけるご入居者の心配事や悩みなどについては、職員の生活相談員がいつでも相談に応じます。たとえば食事、健康面、趣味、人間関係等	無料

【機能訓練サービス】

項目	内容	料金
機能回復訓練	ご入居者の方に、機能回復訓練サービスを行います。	個別機能訓練加算

【介護サービス】

介護サービス等の一覧表を参照して下さい。

要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5
のそれぞれの段階で必要な介護予防・介護を行います。

【生活サービス】

項目	内容	料金
フロント	来訪者の受付、取次ぎ、不在時の伝言郵便物・新聞その他の配達物の受付・保管、タクシー・ハイヤー等の配車依頼、その他	無料
外部業者の取り扱い	ご入居者の日常生活に必要な業者（クリーニング店、食料品店、生花店等）の紹介斡旋	無料
代行	・買物（近くの店での生活用品の購入） ・役所手続き ・病院投薬受け取り	有料
ゴミ収集	ゴミは分別して屋外のゴミ集積場にだします。	無料

別表（2）

内部情報サービス	施設内で行われる諸サービスのスケジュール、内容及び日常生活における諸連絡については掲示板等によりお知らせいたします。	無料
葬儀関連	葬式・仏儀についてはご入居者、身元引受兼連帯保証人等との相談により、諸種便宜を計らいます。	無料
駐車場	ご入居者の駐車場は設置しません。外来者用のみとします。	無料

【健康管理サービス】

項目	内容	料金
定期健康診断	・定期健康診断（年2回）	実費
健康管理	・個人別健康管理 ・看護職員による健康情報の継続的管理 ※プライバシー保護のため保管を厳しくしています。	無料
健康相談	・ご入居者の心身の悩みについては、それぞれ専門の担当で相談に応じます。 ・生活相談員による心のカウンセリングを実施しています。	無料
医薬品管理 服薬管理	医薬品管理は看護職員にておこないます。服薬管理については、医師または看護職員の指示により介護職員が実施することもあります。	無料
慢性疾患管理	ご入居者の慢性疾患については、その状況に応じて個別に対応します。	無料

【治療への協力サービス】

項目	内容	料金
日常医療支援	病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、職員が次のサービスを提供します。 ①通院 通院可能な場合は、施設の協力医療機関又は専門医を紹介する等いたします。	無料
	②入院 入院治療が必要となった場合、入居者の希望により入居者のかかりつけの医師・病院と連絡を行う等の必要な措置を講じます。	
緊急対応時	急に身体の具合が悪くなった場合は、職員がその知らせにより的確かつ迅速に応急処置をします。また状況により医師と連絡を取り提携医療機関等での救急治療あるいは緊急入院が受け入れられるように計らいます。	無料

（注）医療費について

傷病により、治療および入院が必要な場合は、保険診療が適用されます。その場合の一部自己負担金及び保険適用外のものについては、入居者の負担となります。

別表（3）

【連絡サービス】

項目	内容	料金
緊急連絡と措置	容態の変化や事件・事故などが発生した場合には、直ちに身元引受兼連帯保証人の方などに連絡等所要の措置をとらせていただきます。	無料
行政施策・制度	ご入居者の方のご意見に応じて、高齢者対策など国や自治体関連諸制度、諸施策の活用について、すみやかに掲示板に掲示するなどしてお知らせしていきます。	無料
介護予防状況の報告	介護予防を要するご入居者の状況を、身元引受兼連帯保証人等に定期的にご報告させていただきます。	無料
介護状況の報告	介護を要するご入居者の状況を、身元引受兼連帯保証人等に定期的にご報告させていただきます。	無料

ご入居までのプロセス

（1）お問い合わせ／施設見学

◆本施設に関心がある方へは、お問い合わせいただくことにより、本施設よりパンフレット、料金表、その他の参考資料をお届けします。
事前にご予約いただくことにより、見学も随時受け付けます。

（2）施設利用申込み書類のお渡し

◆本施設のご利用を希望される方には、「㈱スーパー・コート」より以下の利用申込み関係書類をお渡しし、作成をご依頼します。

1）「スーパー・コート」ご入居者アンケート兼連絡先一覧表
（心身の状況の調査項目を含みます）
2）健康診断書（スーパー・コートの所定様式）
3）「スーパー・コート」重要事項説明書
※3）については「㈱スーパー・コート」より直接ご説明させていただきます

（3）施設利用申込み／利用相談

◆ご入居者には、以下の利用申込み関係書類のご提出をお願いいたします。

①「スーパー・コート」ご入居者アンケート兼連絡先一覧表
②健康診断書（スーパー・コート所定様式で1ヶ月以内のもの）
③公的介護保険アセスメント閲覧同意書（介護認定審査の際に受けたアセスメント結果を本施設での介護の参考にさせていただきます）
④診療情報提供書、看護サマリー（必要な方のみ）

⑤住民票（ご入居者・身元引受兼連帯保証人・各一通3ヶ月以内のもの）
⑥ご入居者の年金の振込みのお知らせ（公的年金受給額証明）、
または収入証明（身元引受兼連帯保証人）
⑦ご入居者の公的医療保険被保険者証（健康保険証）、
⑧ご入居者の老人保健医療受給者証（老人保険証）
⑨ご入居者の介護保険被保険者証（介護保険証）
⑩ご入居者の介護保険負担割合証
⑪その他、保険証・証明書・手帳等
※要介護認定の判定結果が表示されているもの
※⑤～⑪のご提出は、ご入居日決定後で結構です。

☆健康診断について

◆本施設の協力医療機関またはご入居者の主治医にて健康診断を受診いただき、所定の健康診断書を作成していただきます。

◆健康診断書作成に関する費用は、ご入居者にてご負担いただきます。

（4）ヒアリング調査（ご要望事項の確認）

◆本施設としてご入居者に対しどのような介護をしていくのか、また必要な環境整備等について、ご提出いただいた書類をもとに、確認とご相談のため、お電話または直接にご訪問させていただきます。

◆ご訪問させていただく際には、日時、場所等を予めご相談させていただきます。

（５）ご入居の決定

◆施設利用申込みがなされた場合でも、ご入居をお断りする場合があります。

（６）ご入居のお部屋、改装等の決定

◆「㈱スーパー・コート」の担当者が、お部屋を決定し、必要であれば改装の手配をいたします。但し、バリアフリー、手すり等、介護に必要な改装に限ります。

◆改装の費用はご入居者の負担となります。

◆改装の開始は利用契約書を取り交わした後になります。

（７）ヒアリング調査（ご要望事項の確認）に基づく見積書の作成

◆ヒアリング調査、ご入居者・身元引受兼連帯保証人のご希望をもとに、ご入居者のご入居準備をいたします。

（８）利用契約書の正式締結

◆施設利用契約手続きを行うことになります。

◆正式な利用契約は、契約当事者が「㈱スーパー・コート」と介護付有料老人ホームスーパー・コート利用契約書を取り交わすことによって成立します。また、「㈱スーパー・コート」は利用契約書に付随するものとして、この重要事項説明書も提示し、詳細を説明します。

◆ご入居を希望されるご本人及び身元引受兼連帯保証人の方から利用契約書への署名・押印をいただきます。尚、ご入居者ご本人が身体的事由等により署名押印できない場合は、身元引受兼連帯保証人が代筆、代印できるものとします。

◆実際に利用を開始する日を決定していただきます。契約開始日は入居日となります。

◆「㈱スーパー・コート」とご入居者及び身元引受兼連帯保証人との話し合いで入居日を決定します。

◆契約開始日までに、利用初月の共通費用を、お振込みいただきます。

◆利用契約書の正式締結がなされた場合でも、施設の入居に関する要件に基づきご入居をお断りする場合があります。

【　利　用　契　約　締　結　に　必　要　な　も　の　】

【「㈱スーパー・コート」が用意する書類】
① 「介護付有料老人ホーム　スーパー・コート」利用契約書
② 「介護付有料老人ホーム　スーパー・コート」
特定施設入居者生活介護　重要事項説明書
③「介護付有料老人ホーム　スーパー・コート」管理規約
④預金口座振替依頼書（利用料の口座引落とし申請書類）
⑤確認書類等

【ご入居者にご用意いただくもの】
① 身元引受兼連帯保証人の本人確認書類のコピー
（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・各種健康保険証）
②入居金、ご利用初月の共通費用
※契約開始日までに振り込み
③金融機関の届出印

介護保険

（1）「要介護認定の更新」と援助

◆介護保険制度での要介護認定有効期間は、認定を受けた基準日（申請日）から概ね６ヶ月です。認定更新の手続きをしないと、有効期限が切れ、介護保険を使った介護サービス利用ができなくなります。

◆要介護認定の更新手続きは、新規申請と同様、基本的にご入居者またはご家族にしていただきますが、ご要望があれば、代行ができる居宅介護支援事業者のご紹介を含め、援助致します。

◆要介護認定の更新手続きは、有効期間満了日６０日前から可能です。

◆またご入居中に、ご入居者の心身状況が変化した場合、６０日以前でも、更新手続き（要介護認定の変更申請）をすることができます。

※ 要介護認定の有効期間は必ずしも６ヶ月とは限りません。心身状況等により異なる場合があります。必ず介護保険被保険者証にて確認をお願いします。
※ 要介護認定は自動的に更新されるものではありません。有効期間を確認、早めに更新手続きを取られるよう、お願いします。

（2）「要介護認定の更新」結果と介護費用

◆介護費用は要介護認定結果に対応しています。

◆要介護認定結果が変更された場合、更新基準日（以前の認定有効期間満了日の翌日）より介護費用も対応して変更になります。

（3）介護保険給付について

① 介護保険の保険給付の仕組み

1） 介護保険は介護サービスそのものの「現物給付」の制度です。本施設では「特定施設入居者生活介護」の介護サービスを提供します。

2） 介護保険ではサービス提供費用（介護保険給付費）の原則９割（一定以上の所得がある人は８割又は７割）が保険給付されます。

3） つまり、サービス提供費用（介護保険給付費）の１割（一定の所得がある人は２割又は３割）はご入居者の自己負担となります。

② その他の留意事項

1）介護保険給付費の利用計算は「日割り」ベース

◆ 介護保険給付費は「日割り」で計算されます。
「㈱スーパー・コート」はその月に利用された日数の日額積算で介護費用を請求します。「不在期間」は「外出初日とホームに戻った日を除いた実質不在日」を基準に計算します。

Ex１０／２５～１０／３０（５泊６日）の間不在の場合
不在期間（割引算定基準）　４日
上記不在期間については、介護費用の請求はありません。

2）基本的に他の介護保険サービスは利用できない。

◆ 「特定施設入居者生活介護」のサービスを利用すると、他の居宅サービス（ホームヘルプサービスやデイサービスなど）は重複して利用することはできなくなります。

◆ 以下のサービスは「区分支給限度額」管理の枠外になりますので、利用することが可能です。

① 居宅療養管理指導

3）「特定施設入居者生活介護」適用の解除

◆ 介護保険で「要介護」の認定を受けられた方でも、ご入居後、身体状態の変化（改善）により、要介護認定更新時に「自立」と判断される場合があります。

◆ 本施設では、「要支援」「要介護」の認定を受けられた方がご入居の対象である為、「自立」と判断されると、更新基準日（以前の護認定有効期間満了日の翌日）に遡って 14,300 円（日、税込）の適応とさせていただきます。但し、上記期間に関しては、介護給付費のご負担は発生いたしません。

4）本施設での介護給付費の扱い

①「特定施設入居者生活介護[介護予防特定施設入居者生活介護]」の介護保険給付

◆ 介護保険指定事業者への介護給付費は、各指定業者ごと定められた「介護給付費単位数表」により以下の基準で算定されます。

要介護認定	1日あたりの介護保険給付単位
要支援１	１８３単位
要支援２	３１３単位
要介護１	５４２単位
要介護２	６０９単位
要介護３	６７９単位
要介護４	７４４単位
要介護５	８１３単位

【要介護認定結果別／介護給付費の内訳】

要介護認定結果	A 介護給付単位	B	C 介護保険給付費	D 利用者の自己負担額 （Cの 10%）
計算基準	1日の単位	1月の単位	B×10.45	C×0.1
要支援　1	１８３単位	５，４９０単位	５７，３７０円	**５，７３７円**
要支援　2	３１３単位	９，３９０単位	９８，１２５円	**９，８１３円**
要介護　1	５４２単位	１６，２６０単位	１６９，９１７円	**１６，９９２円**
要介護　2	６０９単位	１８，２７０単位	１９０，９２１円	**１９，０９３円**
要介護　3	６７９単位	２０，３７０単位	２１２，８６６円	**２１，２８７円**
要介護　4	７４４単位	２２，３２０単位	２３３，２４４円	**２３，３２５円**
要介護　5	８１３単位	２４，３９０単位	２５４，８７５円	**２５，４８８円**

＊　地域区分（5 級地）の算定基準（１点＝10.45 円）に基づきます。

＊　上記は 30 日基準の金額ですので、月によって変動します。

＊　上記は 10%負担の場合の金額になります。実際の自己負担額は介護保険負担割合証に記載されている負担割合により算定されます。

＊　上記自己負担額は１円以下を切り離して示していますので、月額積算では、端数に多少のずれが生ずる場合があります。

＊　「介護職員処遇改善加算Ⅰ（8.2%）」「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1.2%）」「介護職員等ベースアップ加算（1.5%）」が加算されます。

【算定用件を満たした加算内容】

加算内容	E １日の単位	F １月の単位	G F×10.45	H G×10%
個別機能訓練加算	Ⅰ、１２単位 Ⅱ、－	Ⅰ、３６０単位 Ⅱ、　２０単位	３，７６２円 ２０９円	**３７７円** **２１円**
夜間看護体制加算	Ⅰ、１８単位 Ⅱ、　９単位	Ⅰ、５４０単位 Ⅱ、２７０単位	５，６４３円 ２，８１２円	**５６５円** **２８３円**
医療機関連携加算	－	Ⅰ、１００単位 Ⅱ、　４０単位	１，０４５円 ４１８円	**１０５円** **４２円**
サービス提供体制強化加算	Ⅰ、２２単位 Ⅱ、１８単位 Ⅲ、　６単位	Ⅰ、６６０単位 Ⅱ、５４０単位 Ⅲ、１８０単位	６８９７円 ５６４３円 １８８１円	**６９０円** **５６５円** **１８９円**
認知症専門ケア加算	Ⅰ、　３単位 Ⅱ、　４単位	９０単位 １２０単位	９４０円 １２５４円	**９４円** **１２６円**

看取り介護加算（Ⅰ）	７２単位	死亡日以前３１～４５日	１１，２８６円	１，１２９円
	１４４単位	死亡日以前４～３０日	４０，６２９円	４，０６３円
	６８０単位	死亡日前日及び前々日	１４，２１２円	１，４２２円
	１２８０単位	死亡日	１３，３７６円	１，３３８円
看取り介護加算（Ⅱ）	５７２単位	死亡日以前３１～４５日	８９，６６１円	１，１２９円
	６４４単位	死亡日以前４～３０日	１８１，７０４円	１８，１７１円
	１１８０単位	死亡日前日及び前々日	２４，６６２円	２，４６７円
	１７８０単位	死亡日	１８，６０１円	１，８６１円
退院・退所時連携加算	－	３０単位	３１３円	３２円
生活機能向上連携加算	－	（Ⅰ）１００単位 3か月に1回算定	１０４５円	１０５円
		（Ⅱ）２００単位	２０９０円	２０９円
若年性認知症入居者受入加算	１２０単位	３，６００単位	３７，６２０円	３，７６２円
口腔・栄養スクリーニング加算	－	２０単位	２０９円	２１円
ADL維持等加算		（Ⅰ）３０単位	３１３円	３２円
		（Ⅱ）６０単位	６２７円	６３円
科学的介護推進体制加算	－	４０単位	４１８円	４２円

＊　地域区分（5級地）の算定基準（1点＝10.45円）に基づきます。

＊　上記は30日基準の金額ですので、月によって変動します。

＊　上記は 10%負担の場合の金額になります。実際の自己負担額は介護保険負担割合証に記載されている負担割合により算定されます。

＊　上記自己負担額は1円以下を切り離して示していますので、月額積算では、端数に多少のずれが生ずる場合があります。

＊　「介護職員処遇改善加算Ⅰ（8.2%）」「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1.2%）」「介護職員等ベースアップ加算（1.5%）」が加算されます。

＜個別機能訓練加算（Ⅰ）＞

機能訓練専門員（本施設では看護職員が担当しております）・介護職員・その他の職員が、必要なご入居者ごとに目標・実施方法・評価等を含む個別機能訓練計画書（特定施設等サービス計画中にも記載）に基づき、個別機能訓練を行うための管理期間に係る加算。

＜個別機能訓練加算（Ⅱ）＞

より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による更なる PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図った場合の加算。

＜夜間看護体制加算＞

「重度化対応指針」（別紙）を策定した上で看護職員が夜勤を行い、又は自宅でのオンコールの 24 時間連絡体制をとる等し、夜間の緊急時には医療機関と連携して対応を図るための加算（要介護 1～要介護 5 の方が該当）。

＜医療機関連携加算＞

看護職員がご入居者の健康の状況を継続的に記録し、主治医等に対して月に 1 回以上情報提供を行うための加算。

＜サービス提供体制強化加算＞

重度化した場合でも、引き続きサービスを提供し続けるための手厚い介護体制を確保した場合の加算。

＜認知症専門ケア加算＞

認知症高齢者の増加に対する評価や、積極的な受入れを促進する観点から、認知症高齢者への対応に係る加算。

＜看取り介護加算＞

特定施設入居者生活介護での看取りの対応を強化する観点から、看取り介護を行った場合いの加算。

＜介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＞

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、創設される加算。

＜介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＞

介護人材確保のための取組みをより一層進め、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算。

＜介護職員等ベースアップ加算＞

介護職員等の更なる処遇改善を進めるための加算。

＜退院・退所時連携加算＞

医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用雄者を受け入れた時に加算。

＜生活機能向上連携加算＞

外部のリハビリテーション専門職と連携した場合の加算。

＜若年性認知症入居者受入加算＞

若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合の加算。

＜口腔衛生管理体制加算＞

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に加算。

＜栄養スクリーニング加算＞

介護職員で実施可能なスクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に関わる情報を文書で共有した場合の加算。

＜ADL 維持等加算（Ⅰ・Ⅱ）＞

自立支援・重度化防止に向けた取り組みを一層推進した場合の加算。

＜科学的介護推進体制加算

科学的介護情報システム「LIFE（ライフ）」を活用し、厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを推進した場合の加算。

重度化した場合における対応および看取りに関する指針

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

(1) スーパー・コートでは夜間24時間のオンコール体制をとっています。夜間、次の症状があった場合は担当の看護職員に電話連絡し、指示のもと対応します。また、連絡を受けた看護職員は必要に応じて主治医と連絡を取り、介護職員へ伝達します。

- 38度以上の発熱がみられる時
- 酸素飽和度(SPO2)が90台以下
- 血圧が平常時よりも変動があった(上が180以上もしくは100以下)
- 脈拍が速い(頻脈100回／分以上)、または遅い(徐脈40回／分以下)
- 呼吸困難、呼吸が異常に速い、顔色不良、チアノーゼが出現している
- 意識状態が悪い(ぼんやりして反応が悪い・いつもと様子が違う・目がうつろ)
- 転倒しており、バイタルサインの異常・外傷・疼痛その他症状を伴う場合
- 出血がある(吐血、下血、外傷による多量の出血、長時間止血しない場合)
- 嘔吐がある　・誤飲・異食時　・主治医・看護職員からの連絡の指示内容に準ずる場合

(2) 次の症状の場合は緊急時として対応し、早急に救急車の要請をします。

- 激しい頭痛・胸痛・腹痛を訴え、脂汗を流し、身をよって苦しんでいる
- 転倒し骨折の疑いがある(痛みの訴えが激しい、動けない)
- 転倒で頭部を強く打った疑いがある
- 転倒後、吐き気、嘔吐があった
- けいれん、ひきつけ、嘔吐が何度もある
- 出血がひどい
- 呼吸が止まっている、苦しそうにやっと呼吸している
- 脈がふれない
- 意識がない(意識が朦朧として声をかけないと眠りこんでしまう)
- その他、異常(心肺停止など)を感じたり、急を要すると判断した場合

(3) 緊急時の状態観察の仕方

1) 部屋の電気をつける
2) 対応した方は落ち着いてその方の状態を見る
3) バイタルの測定(体温・血圧・脈拍・酸素飽和度)
4) 顔色・チアノーゼ(口唇・爪)の有無
5) 意識レベルの確認の仕方

- 呼びかけに反応があるか？
- 呼吸はしているか？
- 痛みの訴えがあるか？痛みの場所はどこか？
- 視線があうか？目の焦点は定まっているか？
- 手を握ってもらい、それに対してしっかりと反応があるか？
- ろれつが回らない・マヒ　などの症状はないか？

(4) 入院を伴う医療処置が必要とされる状態になった時には、速やかにご家族に連絡を行います。
また、協力医療機関の医師により可能と判断された場合においては、スーパー・コートに居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による看護職員の対応により、医療処置を行います。

2. 看取り介護について

(1) 看取りの目的　（当施設の考え方）
長期に渡る入居生活の過程で、将来的に死に至る可能性が予見される方に対して、ご本人が人生の最期まで当施設で暮らすことを望み、願っている場合において、その身体的・精神的苦痛および苦悩を緩和し、その方の尊厳を十分に配慮しながら穏やかで安らぎのある充実した日々を営めるよう心を込めた『看取り介護』を実践します。

(2) 看取りの時期を迎えた状態とは
慢性疾患および老化等が進行することにより心身機能が衰弱し、一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと医師から診断された状態をいいます。

(3) 看取り介護の開始時期について（開始期～終末期に至る過程）
① 老衰および体調不良等による状態の重篤化から、医師の診断により回復の見込みがないと判断され、かつ、医療機関での治療の必要性が薄いと判断された場合に開始となります。
医師から書面（看取り介護に関する説明書）をもって現在の本人の状態について詳細に説明させていただきます。
② 入所時に一度は説明させていただきますが、再度のご確認のため、当施設が必要と判断した際に、職員より『看取り介護に関する指針』を説明させていただきます。
当施設における看取り介護に同意されるか否かのご判断をいただきます。

また、同意をされず医療機関等での治療等を希望される場合には、ご本人およびご家族の希望に沿った援助をさせていただきます。

③ 看取り介護を行うにあたり、終末期に向けての援助方針についてご本人およびご家族の意思を確認させていただき、それに基づいて計画作成担当者が『看取り介護計画書(ターミナルプラン)』を作成します。
計画書の内容について、ご本人およびご家族に詳細に説明させていただきます。また、後の状況の変化等にも配慮しながら随時見直し、内容等の変更が必要となった場合には、その都度ご本人およびご家族の意思を確認させていただきます。

④ 上記の計画書の内容に基づき医師および医療機関等との連携を図りながら看取り介護を行います。

⑤ ご本人への支援と並行してご家族には定期的にご本人の状態の報告および説明、意思の確認をさせていただきます。

⑥ ご本人が終末期を迎えられ当施設において息を引き取られた後においては、医師による死亡確認後をさせていただきます。
必要に応じてご家族への支援を行います(遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等)。

(4) 看取り介護加算の要件[特定施設入居者生活介護のみ]

- 夜間看護体制加算を算定していること
- 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であること
- 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護計画が作成されていること
- 医師、看護師、介護職員等が共同して利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること

実費負担

《実費負担の区分基準》

◆「実費」とは本施設の月額利用料に含まれておらず、かつ「有料サービス」にも含まれていない、ご入居者の個人的な費用です。

◆主に「生活費関係」については、月額利用料に含まれておらず、個人での実費負担になります。区分のおおまかな基準は以下のように設けます。

	月額利用料に	
	含まれるもの	含まれないもの
区分基準	◆ 水道代・ガス代 ◆ 日常生活に必要な諸費用のうち、特定の個人の消費・所有と認められないもの。 ◆ 入居者共通で必要とされる諸費用	◆ 電気代（各室メーター検針） ◆ 日常生活に必要な諸費用のうち、明らかに特定の個人の消費・所有と認められるもの。 ◆ 個人の嗜好性が強いもの 退居時及び居室変更時のクリーニング、小修理・取換え等にかかる費用 ◆特定の個人の介護費用

《日常生活に関わる費用の実費負担区分表》

分類	内容･項目	月額利用料に		
		含まれる	含まれない	その他
介護	●紙おむつ等の介護消耗品		◎	ご希望によりまとめて注文致します
	●個人のニーズに対応した介護機器の購入		◎	
食事	●ご飯茶碗	◎		
	●その他の食器	◎		
	●湯飲み、コーヒーカップ	◎		
	●はし、スプーン、フォーク	◎		
排泄	●トイレットペーパー(共用トイレ)	◎		
	●トイレットペーパー(居室内トイレ)	◎		
	●消臭剤　(共用トイレ)	◎		
	●消臭剤　(居室内トイレ)		◎	
	●生理用品		◎	
入浴	●石鹸、シャンプー、リンス	◎		
	●タオル		◎	
移動	●車椅子		◎	規定の機種がありますので、他の機種を希望される場合は実費となります
	●歩行補助器		◎	
洗面/脱衣	●歯ブラシ、歯磨き		◎	
	●ドライヤー	◎		
	●体重計	◎		

分類	内容・項目		月額利用料に		
			含まれる	含まれない	その他
衣類	●上着			◎	
	●下着、靴下			◎	
洗濯	●洗剤		◎		
	●アイロン			◎	
	●洗濯費用	高価なもの		◎	ドライクリーニング
		特別な処理が必要なもの		◎	ドライクリーニング
身だしなみ	●爪切り、耳掻き			◎	
	●髭剃り			◎	
	●化粧品			◎	
就寝	●ベッド			◎	規定の機種がありますので、他の機種を希望される場合は実費となります
	●布団（上下）、まくら、毛布、ベッドマット			◎	
	●シーツ、リネン類		◎		リネン類のクリーニングは月額利用料に含まれています
清掃	●掃除機		◎		
	●各種洗剤、雑巾、たわし		◎		
医療	●往診時の医療費			◎	
	●通院時の医療費			◎	
	●入院時の医療費			◎	
健康管理	●救急箱		◎		
	●血圧計		◎		
	●食事摂取量や排便回数のチェック		◎		
その他一般生活	●ティッシュペーパー		◎		
	●ふきん		◎		
	●かさ			◎	
	●靴			◎	
	●家具、テレビなど			◎	

有料サービス

①以下につきましては、月額利用料に含まれない有料サービスとなります。

（１）通院等外出時の同行

項目	内容	金額
通院等外出時の同行 役所手続き等代行	１時間以上／所要時間	４，４００円／時間 （消費税込）
【その他】 ① 原則通院等の同行についてはご家族でお願いいたします。 ② ご入居者ご本人のみのご利用に限ります。 ③ ご希望の場合は、１週間前までにお申し付けください。 ④ ご入居者・ご家族の個別の希望に基づくものに限ります。 ⑤ 交通費が発生する場合は実費にてご負担いただきます。 ⑥ 上記に含まれない個人的なご要望は、個別にご相談を承ります。		

（２）買い物

買い物の代行は、１週間に１度所定の曜日に行います。１回の買い物につき２００円の費用がかかります。（買い物の量及び金額とは比例いたしません）

欠食時の食費の精算

食事代については、以下の基準額を差し引きいたします。

・外泊（入院）時は、翌々日より

・契約解除時は契約終了日の翌日より

１日３食・１人あたりの割引額　：　1,728 円（消費税込）

朝食：408 円

昼食：660 円

夕食：660 円

・外泊（入院）時は、翌々日より

・契約解除時は契約終了日の翌日より

・日単位での精算となります。

・精算額は、１月あたり食費月額を上限とします。

施設での生活に関して

■施設で生活するにあたって、ご入居者／身元引受兼連帯保証人様と以下の内容を確認しています。

（１） 物品管理

◆ 施設に持ち込まれる物品は、ご入居者ご本人の自己管理を原則としています。

◆ 紛失などのトラブル防止の為、現金や貴重品の持ち込みは原則お断りさせていただいております。持ち込まれた場合の紛失に関しては、一切の責任を負いません。

◆ 基本的に本施設内でのお酒類の飲酒はお断りしております。

◆ また、火災・事故の危険がある物品の持ち込みはご遠慮ください。
Ｅｘ．石油／ガスストーブ、ガスコンロ、ロウソク、線香等

（２） 預り金管理サービス

◆ 本施設では、医療費、クリーニング代、新聞購読費等、現金支出が必要となることがあるため、「預り金管理サービス」を提供しています。

◆ 本施設でのご入居者の現金預かりは困難ですので、当サービスのご利用をお勧めしています。ご利用は無料ですので、ご希望の方は契約締結時にお申し込みください。

（３） 夜間・緊急時・事故発生時の対応

本施設は２４時間の生活の場ですので、病気の急変、突発的な事故等、夜間や緊急時の医療対応が必要な場合があります。

◆ 各居室内のベッドサイド及び共用トイレ等各所にナースコールを設置し、ご入居者の安全確保のために、２４時間体制で緊急事態に対応する体制をとっています。

◆ 夜勤帯は、常時規定の介護職員を配置、規定の居室巡回をおこなうと共に、ナースコールに常時対応します。

◆ 病状の急変等が生じた際は、速やかにご入居者の主治医または協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、管理者に報告します。

◆ 介護中に事故が発生した場合、身元引受兼連帯保証人・市区町村へ連絡すると共に、必要な措置を講じます。

（４） 居室利用の留意点

① 居室の転貸・譲渡の禁止

◆ 居室を第三者に転貸したり、譲渡することはできません。

② 動物飼育の制限

◆ 居室、共用施設、敷地内で動物を飼育することは原則できません。

（５） 個人情報の保護

ご入居者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」並びにその他条例等を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

また、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供する際は、必要に応じてご入居者または身元引受兼連帯保証人の了解を得るものとします。

（６） 苦情対応

① 介護サービスの提供に係るご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情に迅速、適切に対応するために必要な措置を講じます。

② 介護サービスの提供に関して、市区町村からの文書類の提出・提示の求めや質問・照会・調査に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

③ 提供した介護サービスに係るご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会・都道府県・市区町村の調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

（７） 虐待防止に関する事項

ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

① 虐待を防止するための本施設従業者に対する研修の実施

② ご入居者及び身元引受兼連帯保証人からの苦情処理体制の整備

③ その他、虐待防止のために必要な措置

本施設従業者または養護者（ご入居者の家族等、ご入居者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとします。

（８） 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の事項

本施設では、ご入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間・その際のご入居者の心身状況・緊急やむを得なかった理由を記録し、拘束解除日より５年間保存します。

身元引受兼連帯保証人からの要求がある場合及び監督機関等の指示がある場合には、これを開示します。

添付書類：　別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）
別添2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）
別添3（介護保険自己負担額（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））
別添4（介護保険自己負担額（介護報酬額の自己負担基準表））

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容について同意し、本書を受領しました。

（入居者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（身元引受兼連帯保証人）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本書面に基づき重要事項の説明を行い、本書を交付しました。

事業者　住所　　大阪府大阪市西区西本町1丁目7番7号
事業者名　株式会社スーパー・コート
代表者名　代表取締役　周参見　次郎

説明年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿